別添

特別養護老人ホーム設置認可申請必要書類作成上の注意

１．老人ホーム設置認可申請書（様式あり）

　　①　申請者は法人理事長であって、施設長ではありません。従って、申請者の住所は施設の住所ではなく、法人の住所となります。

　　②　施設の所在地は正式な住居表示を記載してください。

　　③　介護老人福祉施設の指定申請も同時に作成する必要があります。遅滞無く手続が完了するよう、それぞれ余裕をもって書類の作成作業を行ってください。

　２．建物平面図、立面図、配置図、

　　①　鮮明なものを提出してください。

　　②　Ａ３サイズで印刷し、Ａ４サイズに折り畳んでください。

　　③　平面図に記載されている室名と実際の施設内のサインとが一致しているか確認してください。

　　　各室面積表

　　①　各階ごと・種類別の数、面積が分かるものにしてください。

　　②　平面図と当該面積表に記載されている室名を一致させてください。

　　③　居室や食堂などの内法面積で基準を満たす必要のある部分については、必ず壁芯面積と内法面積の両方を記載してください。

３.　運営規程

　　①　「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第39号）」第２３条(運営規程)に定める内容を含んでいる必要があります。また、ユニット型においては、第４６条を参照してください。

　　②　施行日は認可日以降となります。

③　併設の指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護についても別に定めることが必要です。

　　④　「居住費・食費一覧表」及び居住費・食費を算出した計算書に根拠資料を付けて提出してください。（様式あり）

４.　入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（様式あり）

　　①　施設における窓口・担当者を明確に位置づけた上で、その内容を記載してください。

　　②　重要事項説明書に記載する、東大阪市、国民健康保険団体連合会の苦情の受付窓口と電話番号についても記載してください

５．従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（様式あり）

　　①　従業者ごとに、職種、勤務形態、シフトと勤務すべき時間数を明らかにし、４週分の勤務時間、週平均の勤務時間を明記してください。

　　②　短期入所生活介護を併設する場合は、その従業者の分も併せて記載してください。

６．協力病院及び協力歯科医療機関との契約書

　　　協力病院の診療科名、契約の内容及び施設と協力病院等との位置関係が分かる書類を添付してください。（パンフレットや病院の概要等）

７．主な職員の経歴書（様式あり）

　　①　当該施設の主な職員分（施設長、医師、事務長、生活相談員、（管理）栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、主任看護職員、主任介護職員、ユニットリーダー（ケア責任者を含む）等）について提出すること。（訪問介護、通所介護等併設事業所職員等は不要です。）

　　②　当該施設の組織図を添付してください。（①の主な職員の確認）

８．要資格職員の資格証明

　　①　管理者や生活相談員など要資格職員については、資格を証する書類のコピーを添付してください。（介護保険法上の介護老人福祉施設として必要な資格も含む。）

　　②　当該施設の職員分について提出してください。（通所介護、訪問介護等併設事業所の職員については不要です。）

　　③　介護職員は特段資格を必要としませんので、資格の証明は不要です。

９．申請者の登記事項証明書

　　　法人の資産の総額の登記は毎年度末に必ず行ってください。申請時の前年度末の登記が未了の場合は、至急済ませてください。